

第 3 次教育振興基本計画の施策について（学校教育分野）

基本方針 1 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進		ページ
基本目標 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成	確かな学力の定着	2
	英語教育、国際理解教育の充実	2
	情報教育の充実	3
	伝統と文化に関する学習の推進	3
	進路指導・キャリア教育の推進	3
	コミュニケーション能力の育成	4
	読書活動の充実	4
基本目標 2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進	特別支援教育の充実	4
	教育相談体制の充実	5
	いのちを大切にする教育の推進	6
	人権教育の充実	6
	道徳教育の充実	6
	生徒指導の充実	6
	異校種間連携・小中一貫教育の推進	7
	教育の機会均等	7
	多様な児童生徒への支援の充実	7
基本目標 3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成	学校体育の充実	7
	児童生徒の体力向上	8
	食育の推進	8
	学校保健の充実	8
	安全・防災教育の推進	9
	学校給食の充実	9
基本目標 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進	学校・家庭・地域の連携	9
	部活動の充実	10
	教職員の資質向上と働き方改革の推進	10
	防犯・安全体制の整備	10
	学校施設・設備の整備	10

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
思考力・判断力・表現力の向上 (県学力・学習状況調査の伸びの合計の県平均との比較)	小 中	小 中

《施策の内容》

1 確かな学力の定着（学校教育課）

- (1) 全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、各校の課題解決に向けた支援を行い、児童生徒一人ひとりの学力の定着を図ります。
- (2) 教員指導力向上研修会を実施し、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」¹となる授業を展開できるよう教員の指導力向上に努めるとともに、教師用手引き「富士見スタンダード」の周知を徹底し、児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
- (3) G I G A スクール構想²に基づく児童生徒 1 人 1 台端末を効果的に活用し、児童生徒の学力向上に努めます。
- (4) 少人数指導や習熟度別学習の充実、学習支援員、補習授業協力者や実技指導協力員などの有効活用により、個に応じた指導や支援を行います。

2 英語教育、国際理解教育の充実（学校教育課）

- (1) 英語教育指導助手（A E T）を配置し、英語の音声やリズムに慣れ親しむとともに、英語を使用してお互いの気持ちや考えを伝えあう活動などを通して、児童生徒が主体的にコミュニケーションを図る授業を推進します。
- (2) 「イングリッシュ・サマー・キャンプ」など、児童が英語に親しみ、英語を用いて意欲的にコミュニケーションを図る活動に取り組みます。
- (3) 日本及び諸外国の伝統や文化に興味・関心を持たせ、外国人や国際的な視野を持つ

¹ 主体的な学び 学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。

対話的な学び 学びあいなど、他者と協働することによって、多様な見方・考え方を学ぶこと。

深い学び 見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。

² G I G A スクール構想 児童生徒への 1 人 1 台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもの力を最大限に引き出す学びの実現をめざす構想のこと。

日本人との交流を通して児童生徒の国際性を養います。

- (4) 実用英語技能検定受験料補助により、英語に係る学力向上を図るとともに、目標を持って学習する児童生徒を支援し、さらに上級の試験に挑戦する意欲を高めます。

3 情報教育の充実（学校教育課）

- (1) ICT³を活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができるよう、体系的な情報教育を推進します。
- (2) NTT東日本との多分野連携協定に基づき、教育に関するビッグデータ⁴を活用した取組みについて研究します。
- (3) ICT推進校を中心に、市内の実践事例を収集した富士見スタダートを作成するとともに、教員研修の充実により指導力の向上を図り、1人1台端末の効果的な活用を目指します。
- (4) STEM教育⁵を柱としたプログラミング教育の充実を図ります。
- (5) 情報社会への適応及び1人1台端末を適切に活用できるよう、児童生徒への情報モラル教育を推進します。

4 伝統と文化に関する学習の推進（学校教育課）

- (1) 地域に愛着を持ち、地域社会の一員として貢献しようとする態度を養うため、富士見市の歴史や風土、地域の人々が受け継いできた文化財や芸術などに関する学習に取り組みます。
- (2) 小・中学校等初任者施設体験研修を実施し、水子貝塚資料館や難波田城資料館など地域の施設に関する理解を深め、授業などに生かします。
- (3) 水子貝塚資料館や難波田城資料館を郷土や歴史の学習の場として活用するとともに、富士見市児童・生徒「社会科展」に積極的に参加します。
- (4) 市民文化会館キラリ☆ふじみで実施しているワークショップなどを活用し、多様な伝統文化に触れる機会を設けるとともに、小・中学生の合唱コンクールなどにおいて教育活動の成果を発表します。

5 進路指導・キャリア教育の推進（学校教育課）

- (1) 職業や勤労に対する理解を深め、主体的に自己の進路を選択できる力を身につけら

³ ICT Information and Communication Technology の略。情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。

⁴ ビッグデータ 大量で、多種・多様なデータ、及びそれらのデータを効率的に収集・蓄積・処理・分析し、活用するための技術。

⁵ STEM教育 STEMとは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学) の頭文字であり、これらを統合的に学び、ロボットやIT技術に触れて「自分で学ぶ力」を養う教育方法

れるよう、「キャリア・パスポート」⁶を有効に活用しながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

(2) 中学校において、地域と連携し、幅広い体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観をはぐくむ「はつらつ社会体験事業」を実施します。

(3) 学習指導、生徒指導、教育相談などを通して、生徒の興味・関心や意欲、努力の過程を重視し、一人ひとりの個性の伸張を図りながら進路指導を行います。

6 コミュニケーション能力の育成（学校教育課）

(1) 学校・家庭・地域とのかかわりを大切にした教育活動を推進するため、職場体験、社会福祉体験などの体験活動及び各教科・領域における話しあう活動を通して、コミュニケーション能力の育成を図ります。

7 読書活動の充実（学校教育課）

(1) 学校において図書ボランティアによる読み聞かせの充実を図ります。また、市立図書館と連携し、学校司書等に対する研修会や、読書コンクールの実施など児童生徒の読書活動を推進します。

(2) 学校図書館における図書の電子管理等について検討するとともに、1人1台端末や市立図書館の電子書籍⁷を活用し、読書環境の充実に努めます。

基本目標 2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和9年度)
いじめの解消率 (問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	小 中	小 中

《施策の内容》

1 特別支援教育の充実（教育相談室）

(1) インクルーシブ教育⁸システムの構築の理念に基づき、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに即した教育支援を推進します。

(2) 教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチーム等との連携により、各学校内に

⁶ キャリア・パスポート 小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育を支援するため、児童生徒が自分自身の学習経験や活動の記録を継続的に記録、蓄積するもの。

⁷ 電子書籍 電子機器の画面で読むことができる出版物。

⁸ インクルーシブ教育 障がいのある者と障がいのない者がともにまなぶこと。

における特別支援教育体制の充実に努めます。

- (3) 各校において、特別支援学級が中心となり、学習上または生活上の困難を克服するため、障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒に応じた指導・支援を行います。
- (4) 難聴・言語障がい通級指導教室⁹や発達障がい・情緒障がい通級指導教室において、在籍校、家庭、関係機関と連携し、通級する児童生徒への適切な指導支援を行います。
- (5) 富士見特別支援学校では、小・中・高等部12年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの自立・社会参加をめざし、指導・支援を充実します。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう専門的な知識・技能の向上に努めます。
- (6) 特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の充実に努めるとともに、富士見特別支援学校や県立特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ支援籍学習を充実します。
- (7) 市及び各校の就学支援委員会、教育相談室、就学前から支援にあたっている関係機関が連携し、個々の児童生徒に応じた適切な就学支援を行います。
- (8) すこやか支援員及び看護師により、障がいのある児童生徒や医療的ケアなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する学校生活及び学習活動上の支援を行います。

2 教育相談体制の充実（教育相談室）

- (1) 児童生徒や保護者、教職員などの相談に対応するため、一般的な教育相談に加え、特別支援教育相談、言語相談・言語訓練、巡回教育相談、心理相談など医療機関を含めた関係機関との連携により、教育相談体制の充実に努めます。また、相談の窓口を広げるために、出張相談や出張あすなろを実施します。
- (2) スクールソーシャルワーカー¹⁰を富士見市独自で配置し、学校や関係機関との連携により、不登校児童生徒の生活環境を整え、社会的自立を支援します。
- (3) 教育相談室と学校が連携し、児童生徒の出席状況の把握や学校アンケートの活用により、不登校など支援が必要な児童生徒の早期把握・早期支援を行います。
- (4) 学校において開発的教育相談を推進し、児童生徒が仲間を思いやり、支えあう活動を通して、相互の人間関係を豊かにする意欲と技能をはぐくみます。
- (5) 教育相談室と学校との連携により、教職員等の研修会や連絡協議会を開催し、教育相談への理解を深めるとともに、効果的な指導・対応能力の向上に努めます。
- (6) 教育支援センター「あすなろ」において、保護者や在籍校と連携し、不登校児童生徒の心身の安定を図りながら、個別学習や様々な体験活動、小集団活動、ICTを活用

⁹ 通級指導教室 障がい種及び障がいの状態に応じて、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かく行う教室。

¹⁰ スクールソーシャルワーカー 教育だけでなく社会福祉などの知識・技術を用いて、関係機関と連携し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけなどの支援を行う者。

用した支援により、社会生活への意欲を高め、自立を支援します。

- (7) 教育相談室と子ども未来応援センターが連携し、小学校就学前から切れ目のない相談・支援に取り組みます。

3 いのちを大切にす教育の推進（学校教育課）

- (1) 「特別の教科 道徳」や総合的な学習の時間、家庭科、保健の授業との関連を考慮しながら、「いのちの授業」を拡充し、自尊感情をはぐくむ教育を推進します。
- (2) 児童生徒が主体的にいじめのない学校、学級づくりに取り組むことができるよう、作成から10年を経過した「いじめのない学校づくり子ども宣言」を見直し、「いじめのない学校づくり子ども会議」の充実に努めます。
- (3) 富士見市いじめ防止基本方針に基づき、教職員研修を充実するとともに、家庭や地域と連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。

4 人権教育の充実（学校教育課）

- (1) 発達段階に応じた人権感覚を身に付け、自分の人権を守り、他者の人権も守る意識・意欲・態度を育成します。
- (2) 様々な人権課題を解決するために、体験活動や参加体験型の学習を取り入れ、人権意識の啓発に努めます。

5 道徳教育の充実（学校教育課）

- (1) 「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の「要」として、学校の教育活動全体を通して豊かな心をはぐくむ教育を展開します。
- (2) 「道徳教育推進教師・道徳主任合同研修会」を実施し、「特別の教科 道徳」の授業の充実にめざします。
- (3) 富士見市独自の道徳教材を活用し、「特別の教科 道徳」の授業に関する指導法研修会を実施します。
- (4) 望ましい人間関係をはぐくむ特別活動の授業、地域と連携した社会体験活動や自然体験活動の充実に努めます。

6 生徒指導の充実（学校教育課）

- (1) 家庭、地域、関係機関と連携を図り、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づき、望ましい人間関係づくりと心豊かな児童生徒の育成をめざします。
- (2) 生徒指導主任等研修会や生徒指導訪問等を通して、問題行動のある児童生徒やいじめの認知、不登校児童生徒等の情報収集を確実にを行い、教育相談室など関係機関と連携して対応します。

7 異校種間連携・小中一貫教育の推進（学校教育課）

- (1) 小・中・特別支援学校間の合同研修会や連絡会などの計画的な実施を通して、異校種間における教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にし、9年間を見通した教育活動を展開します。
- (2) 小中一貫教育についての研究を継続して進め、乗り入れ授業の充実、カリキュラムの作成に取り組みます。
- (3) 小1プロブレム¹¹や中1ギャップ¹²の解消に向け、幼稚園、保育園、小学校、中学校と連携を図り、指導体制の充実に努めます。

8 教育の機会均等（教育政策課、学校教育課）

- (1) 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。
- (2) 高等学校、大学などに修学するため、日本政策金融公庫から教育資金の融資を受けた方に対し、返済利子の一部を助成します。

9 多様な児童生徒への支援の充実（学校教育課、教育相談室）

- (1) L G B T Qなど、性の多様性を尊重し、様々な「ちがいを」「個性」と考え、お互いに認めあう教育を推進します。
- (2) 日本語指導加配教員の配置や日本語ボランティアの協力により、外国人児童生徒や帰国児童生徒の個に応じた支援を適切に行います。

基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和9年度)
新体力テストの評価(A+B+C)の児童生徒割合の県平均との比較	小 中	小 中

《施策の内容》

1 学校体育の充実（学校教育課）

- (1) 生涯にわたり主体的に運動に親しむ態度の育成をめざし、運動好きな児童生徒を育

¹¹ 小1プロブレム 小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。

¹² 中1ギャップ 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。

てる体育授業を推進します。

- (2) 大学等と連携し、科学的、技能的な見地から、体力向上に向けた研究に取り組みます。
- (3) 体育における基礎基本の定着と運動技能の向上をめざし、教師用引き「富士見スタンダード」(よい体育授業を目指して)や「パワーアップチャレンジ」の活用により、体育授業の充実を図ります。

2 児童生徒の体力向上（学校教育課）

- (1) 体力向上推進委員会¹³を中心に、児童生徒の体力の現状と課題を把握し、研修会や授業研究会を通して、改善に取り組み、体力の向上を図ります。
- (2) 体力向上推進委員会広報紙「いきいき体力」や新体力テストの分析結果を児童生徒や保護者に周知することにより、家庭での体力向上の意識を高めます。
- (3) 記録の伸びや技能の向上が分かる授業実践を通して、運動好きな児童生徒を育成します。

3 食育の推進（学校教育課）

- (1) 家庭科の授業や学級活動等において、栄養教諭¹⁴・学校栄養職員¹⁵との連携による「食に関する指導」を推進します。
- (2) 学校ファーム¹⁶で子どもたちが育てた野菜や米を食材として調理することなどを通して、生命や自然、環境や食物への関心を深め、生きる力をはぐくみます。
- (3) 学校給食において、「彩の国学校給食月間」(6月と11月)などを活用し、地元産の食材や郷土食、セルビア給食などへの理解を通して、食に関する関心を高めます。
- (4) S D G s の観点から学校給食等におけるフードロスについて考える学習を推進します。

4 学校保健の充実（学校教育課）

- (1) 児童生徒の疾病の予防・早期発見に向け、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保健主事・養護教諭部会及び健康増進センターなどと連携し、各種健康診断、歯科保健指導などを円滑に実施します。
- (2) 児童生徒の健康増進のため、学校保健研究大会への参加、講演会開催、富士見市歯・口の健康啓発標語コンクールに取り組みます。
- (3) 警察などの関係機関と連携し、薬物乱用防止教室の実施や喫煙・飲酒などの影響に

¹³ 体力向上推進委員会 児童生徒の体力の向上を目的とする教職員組織。

¹⁴ 栄養教諭 児童生徒への食に関する指導及び学校給食の管理を行う教員。

¹⁵ 学校栄養職員 学校給食の栄養管理や衛生管理等を中心に行う職員。

¹⁶ 学校ファーム 農業体験活動を通して生きる力を身に付けることをねらいとした取組み。

についての指導に取り組みます。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、消毒液など衛生用品の充実に努めます。

5 安全・防災教育の推進（学校教育課）

(1) 自己の安全と命を守るために主体的に判断し行動できる児童生徒の育成をめざし、安全教育と防災教育を推進します。

(2) 地域や関係機関との連携により、交通安全教室や避難訓練など、安全・防災に関する取組みを推進します。

6 学校給食の充実（学校給食センター）

(1) 安全・安心な食材を調達し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともにアレルギー等対応食の検討を行います。

(2) 女子栄養大学と連携し、地場産食材を取り入れた魅力ある献立を作成します。また、セルビア給食の提供に取り組みます。

(3) 学校給食センターの建替えについて検討します。また、施設・調理設備の計画的な更新と衛生管理を実施します。

基本目標 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
「学校に行くのが楽しい」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査)	小 中	小 中

《施策の内容》

1 学校・家庭・地域の連携（学校教育課）

(1) 学校応援団活動¹⁷を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を活性化します。

(2) 彩の国教育の日¹⁸や彩の国教育週間¹⁹を活用し、児童生徒の学習、体験活動を公開し、家庭・地域の教育活動への関心を高めます。

(3) 「特色ある学校づくり」、「地域とともにある学校づくり」をさらに推進するため、コミュニティスクールを設置します。

¹⁷ 学校応援団 学校での教育活動を支援する保護者、地域の方々によるボランティアの活動組織。

¹⁸ 彩の国教育の日 埼玉県が教育に対する関心と理解を一層深める機会として定めた日。毎年 11 月 1 日。

¹⁹ 彩の国教育週間 埼玉県が教育に対する関心と理解を一層深める機会として定めた 11 月 1 日から 7 日までの一週間。

- (4) 各学校が近隣大学などと相互に教育連携を推進し、地域の教育資源を活用した特色ある学校づくりの充実に努めます。

2 部活動の充実（学校教育課）

- (1) 外部指導員の活用を図るとともに、働き方改革・部活動の充実の観点から、部活動の在り方や部活動指導員の配置について検討します。
- (2) 大会等出場補助金事業により、大会出場にかかる諸経費を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。

3 教職員の資質向上と働き方改革の推進（学校教育課）

- (1) 小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員²⁰を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。
- (2) 埼玉県教育委員会や市教育委員会による学校指導訪問などを計画的に実施し、授業参観などを通して教員の授業力向上を図ります。
- (3) 学校研究や共同・個人研究を奨励し、授業力向上をめざす教員を支援するとともに、各種研修会などの充実に努めます。
- (4) 教職員人事評価制度²¹を適切に活用し、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- (5) 教職員の在校時間を把握、管理し、長時間勤務の縮減に努めるとともに、教職員の健康管理に留意します。また、スクール・サポート・スタッフの配置やICTの活用などによる教職員の負担軽減に取り組みます。

4 防犯・安全体制の整備（学校教育課）

- (1) スクールガードや学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。
- (2) 学校、教育委員会、関係機関が連携し、通学路の合同安全点検や安全対策に取り組みます。

5 学校施設・設備の整備（教育政策課）

- (1) 安全で快適な教育環境をめざし、小・中・特別支援学校の体育館等にエアコンを設置します。また、学校トイレの洋式化やバリアフリー化などの改修を進めます。
- (2) 公共施設マネジメントの観点から、学校施設の長寿命化工事等を行うほか、校舎の建替え等について検討します。

²⁰ 若手教員育成指導員 採用2年目から5年目までの教員を対象に、授業力を向上させ、子供たちの学力向上を目指すために、各学校に配置する指導員。

²¹ 教職員人事評価制度 組織マネジメントの考え方を取り入れ、「目標設置（Plan）」「教育活動の実践（Do）」「教育活用の評価（Check）」「評価結果に基づく改善・更新（Action）」という一連のマネジメントサイクルの中で行われる埼玉県における人事評価制度。

- (3) 障がいのある児童生徒に配慮するとともに、地域に開かれた学校施設としてユニバーサルデザイン²²に取り組みます。
- (4) 学校や地域と連携し、つるせ台小学校校庭芝生の維持管理を行います。

《関連するSDGsゴール》

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう



関連ターゲット (1-2)



関連ターゲット (4-1、4-4)



関連ターゲット (5-5、5-C)

²² ユニバーサルデザイン 障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。